

# 輸入自由化率 — 「需要の大きさ」とリンクすべし

畠山 裕 *Noboru Hatakeyama*

(一財)国際貿易投資研究所 理事長

年内妥結を目指している TPP 拡大交渉だが、どんなに上手く進んでも、この季報が読者の皆様のお目に触れる頃には未だ結論が出ていないだろう。TPP 交渉に関しては情報管理が殊の外厳しい。したがって新聞情報等に頼らざるを得ないのだが、それによると TPP 拡大交渉では、日本の輸入自由化率の低さが問題とされているようだ。そもそも輸入自由化率とは何か? 今 TPP で議論されている輸入自由化率は、関税率の 9 衍分類で見て輸入自由化する品目の全体に占める割合のことだ。関税分類は 6 衍までは国際的に合意されているが、9 衍というような細かい分類になると国際的な合意はなく、各国に任せられている。そこで 9 衍分類をどう定めるかは、国際的に合意されている 6 衍分類に従つていい限り各国の勝手、ということになる。日本の場合、工業品、農水産物等全てを含めて全体の品目数は 9,018 品目だが、そのうち日本がこれまで結んだ全部で 13 本の FTA のどの FTA においても関税撤廃をしたことがない品目が 586 品目ある。安倍内閣はこれを〔聖域〕と呼んでいて、基本的にこれらは自由化しない方針のようだ。そもそも GATT のウルグアイラウンドで輸入制限を関税以外の手段で行つてはいけないこととなったので、「輸入自由化」とは関税撤廃のことを言う。その場合、関税の即時撤廃だけでなく、何年か後に関税撤廃が完成する「関税の段階的引き下げ」も

---

認められる。だから「TPPに入ると即時自由化させられる」というのは、誤りである。

従って、やや繰り返しになるが、輸入自由化率とは9桁の関税分類番号で見て、関税を即時又は一定期間後にゼロとする品目の全品目に対する割合だ、というのが現在の方式である。

それでは日本の場合、上述の聖域 586 品目を全体 9,018 品目から差し引いた残りの 8,432 品目については関税を撤廃するのか？ そうなら自由化率は少なくとも  $8,432/9,018=93.5\%$  となるのだが、そういうわけにもいかないようだ。残りの 8,432 品目の方に、例えば水産物も皮革製品も含まれていて、簡単に自由化と決められないからだ。コンニャクだってそうだ、という人もいるかもしれない。

上記 9 桁分類の 1 品目の中に自由化される品目とされない品目とが混在することがありうる。その場合その品目は自由化品目なのか、非自由化品目なのか？ 現在はそれを非自由化品目として扱うようだ。この点、自由化率は実際より低く出ることになる。また、現在の計算方式は上述のように自由化率を関税分類番号の割合で計算するようだが、この方式の欠点は各分類番号の下で輸入される金額ウェイトを考慮していないことだ。このため、これを輸入自由化している品目の合計輸入金額の総輸入金額に占める割合とすべきだとする意見もある。然しこの意見の決定的欠点は、例えば嘗ての日本のコメのように輸入禁止されている品目の場合、分子がゼロなのはコメの輸入がゼロなのだから当然として分母も増えない点にある。輸入禁止は最も制限的な行為だから、それを新たに導入した場合などにはそれに対してある程度懲罰的に自由化率が下がった方が望ましい。それが輸入禁止しても、しなくても自由化率が同じ、というのでは困るのだ。そこで関税

分類番号方式が登場する。これだとコメは輸入禁止だと分子はゼロ、分母はコメの 9 衍関税分類番号数 60 弱品目なのでやや懲罰的なニュアンスが出てきている。しかし、十分に懲罰的とは言えないだろう。コメの日本経済に占めるウェイトを十分に反映していないからだ。

本来その国が輸入制限している個々の品目に対する需要の大きさを計測し、それらの経済全体に占めるウェイトを算出し、これらの総計を輸入制限率とするべきではないか。輸入自由化率は 100% からこの輸入制限率を差し引いたものに他ならない。問題は「その国が輸入制限している個々の品目に対する需要の大きさ」を如何に計測するか、である。日本の場合は家計調査などの利用である程度計測可能だと思われるが、他の TPP 拡大交渉参加国は如何であろうか？